



令和7年分所得税及び復興特別所得税の 予定納税額の7月(11月)減額申請書

11月減額申請の場合は「7月」の文字を抹消してください。

税務署長
令和 年 月 日提出

現在の住所又は所 事業所等	(〒 -)	職業
フリガナ 氏名		電話番号

令和7年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

		通知を受けた金額	申請金額
予定納税基準額又は申告納税見積額		円	円
予定納税額	第1期分		円
	第2期分		円

- 「通知を受けた金額」欄には、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。
- 「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額 (㉓の金額)」、「予定納税額 (㉔、㉕の金額)」をそれぞれ書いてください。

- 減額申請の理由 (該当する項目を○で囲んでください)
 廃業 休業 失業 災害 盗難 横領 医療費 その他 (業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など)
- 減額申請の具体的理由 (例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください)

- 添付書類の名称 (申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください)

(1) (3)

(2) (4)

申告納税見積額等の計算書 (書き方は裏面を参照してください)

		申請金額
令和7年分の所得金額の見積額	営業等・農業	① 円
	不動産	②
	利子	③
	配当	④
	給与	⑤
	雑	⑥
	総合譲渡・一時	⑦
	合計(総合課税)	⑧
		⑨
		⑩
	合計所得金額	⑪
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金	⑫
	生命保険料控除	⑬
	地震保険料控除	⑭
	寡婦、ひとり親、 勤労学生、障害者	⑮
	配偶者(特別)控除	⑯
	扶養控除	⑰
	基礎控除	⑱
	雑損控除	⑲
	医療費(特例)控除	⑳
	寄附金控除	㉑
	合計	㉒
	課税される所得金額	⑳に対する金額 ㉓
		㉑に対する金額 ㉔
		㉒に対する金額 ㉕
税額	上の㉓に対する税額 ㉖	
	上の㉔に対する税額 ㉗	
	上の㉕に対する税額 ㉘	
額	合計 ㉙	
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	㉚	
政党等寄附金等特別控除	㉛	
住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修 認定住宅等新築等特別税額控除	㉜	
差引所得税額 (㉙-㉚-㉛-㉜-㉝) (赤字のときは0と書いてください。)	㉞	
災害減免額、所得税に係る分配時調整 外国税相当額控除及び外国税額控除額	㉟	
所得税に係る源泉徴収税額 (源泉徴収税額×100/102.1)	㊱	
再差引所得税額 (㉞-㉟-㊱) (赤字のときは0と書いてください。)	㊲	
㊲ × 2.1%	㊳	
申告納税見積額 (㊳+㉞) (15万円未満のときは0と書いてください。)	㊴	
予定納税額	第1期分 ㊵	
	第2期分 ㊶	

ご注意
 ◎この申請書の提出期限は、原則として、7月減額申請の場合は7月15日、11月減額申請の場合は11月15日です。
 ◎予定納税額は7月減額申請と11月減額申請とは計算のしかたが異なりますからご注意ください。
 ◎変動所得・臨時所得のある方は税務署にお尋ねください。

署税理士
(電話番号) 名士

税務署整理欄	通信日付印の年月日	確認	整理番号	青白区分	振替納税利用金融機関番号	一連番号
	年 月 日	0				

申告納税見積額等の計算書の書き方

1 「所得金額」①～⑪欄

6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和7年分の所得金額を見積もって書いてください。

この場合、次の点に注意してください。

- (1) 「営業等・農業」①欄……事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。
※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。
- (2) 「給与」⑤欄……給料、賞与などの収入金額を基として国税庁ホームページの「A1-3 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請手続」をご覧ください、「給与所得の速算表」により求めた金額(所得金額調整控除の適用がある場合には、適用後の金額)を書きます。
- (3) 「総合譲渡・一時」⑦欄……総合課税の譲渡所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{総合短期の譲渡所得} + (\text{総合長期の譲渡所得} + \text{一時所得}) \times \frac{1}{2}$$

- (4) 「⑨～⑪」の各欄……⑨欄及び⑩欄については、次の所得がある場合にその所得の種類とその所得金額を書きます。

- イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得……………「分離短期譲渡」
- ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得……………「分離長期譲渡」
- ハ 一般株式等の譲渡所得等……………「一般株式等の譲渡等」
- ニ 上場株式等の譲渡所得等……………「上場株式等の譲渡等」
- ホ 分離課税の上場株式等の配当所得及び利子所得……………「上場株式等の分離配当等」
- ヘ 分離課税の先物取引の雑所得等……………「先物取引の分離雑等」
- ト 山林所得……………「山林」

⑪欄については、合計所得金額を書きます。合計所得金額とは、⑧欄の金額と、上記イからトまでの所得がある場合のその所得金額(上記イ及びロの分離課税の土地建物等の短(長)期譲渡所得については特別控除前の金額)及び退職所得金額を合計した金額です。

2 「所得から差し引かれる金額」⑫～⑳欄

6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和7年分の控除額を見積もって書いてください。

3 「税額」㉔～㉙欄

- (1) 「上の㉓に対する税額」㉔欄……国税庁ホームページの「A1-3 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請手続」をご覧ください、「所得税の税額表」で求めた税額を書きます。

- (2) 「上の㉔に対する税額」㉕欄 } ……1の(4)のイからトまでの所得がある場合に、次により求めたこれらの課税される所得金額(㉔、㉕の各種の金額)に対する税額を書きます。

イ 課税分離短期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{課税分離短期譲渡の金額} \times 30\%$$

国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率などが適用される場合があります。

ロ 課税分離長期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{課税分離長期譲渡の金額} \times 15\%$$

国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率などが適用される場合があります。

ハ 一般株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{一般株式等の課税譲渡等の金額} \times 15\%$$

ニ 上場株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{上場株式等の課税譲渡等の金額} \times 15\%$$

ホ 上場株式等の課税分離配当等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{上場株式等の課税分離配当等の金額} \times 15\%$$

ヘ 先物取引の課税分離雑等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{先物取引の課税分離雑等の金額} \times 15\%$$

ト 課税山林の金額に対する税額……国税庁ホームページの「A1-3 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請手続」をご覧ください、「令和7年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。

- 4 「配当控除、投資税額等の控除」㉚欄……該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。

(1) 配当控除……「㉓の金額+課税分離短期譲渡の金額+課税分離長期譲渡の金額+一般株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税分離配当等の金額+先物取引の課税分離雑等の金額」が、

イ 1千万円以下の場合……「㉔の金額×10%」になります。

④の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により配当控除額を計算してください。

ロ 1千万円を超える場合……国税庁ホームページのタックスアンサー「配当所得があるとき(配当控除)」をご覧ください、計算してください。

(2) 投資税額等の控除……税務署にお尋ねください。

- 5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」㉛欄、「政党等寄附金等特別控除」㉜欄、「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅等新築等特別税額控除」㉝欄……6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和7年分の控除額を見積もって書いてください。

- 6 「災害減免額、所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額」㉞欄……該当する文字を○で囲んだ上、災害減免額並びに所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額の合計額を書きます。

(注) 所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額には、分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除のうち、復興特別所得税の額から控除される金額は含まれません。

- 7 「所得税に係る源泉徴収税額」㉟欄……表面の計算書の①、④～⑦までの所得に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の見積額の合計額を計算します。この源泉徴収税額には、復興特別所得税が含まれていることから、次の計算式で所得税に係る源泉徴収税額を計算します。

$$\text{源泉徴収税額} \times 100/102.1$$

8 「予定納税額」㊱、㊲欄

- (1) 7月減額申請の場合

「第1期分」㊱欄 } それぞれ「申告納税見積額」㉙の金額の $\frac{1}{3}$ に当た

「第2期分」㊲欄 } る金額を書きます。

- (2) 11月減額申請の場合

「第1期分」㊱欄……税務署から通知された第1期分の税額又は7月減額申請で承認された第1期分の税額を書きます。

「第2期分」㊲欄……{「申告納税見積額」㉙-「第1期分」㊱}× $\frac{1}{2}$ に当たる金額を書きます。

ただし、特別農業所得者は、「申告納税見積額」㉙の金額の $\frac{1}{2}$ に当たる金額を書きます。

- 7月減額申請をした方が、11月減額申請をする場合の書き方や、この申請書の書き方等について、お分かりにならない点がございましたら、国税庁ホームページの「A1-3 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請手続」をご覧ください。



- 租税特別措置法第41条の19に規定する「特定の基準所得金額の課税の特例」に該当する方は、通常の記載と異なりますので、詳しくは、国税庁ホームページの「A1-3 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請手続」をご覧ください。